

社会福祉法人南伊豆福祉会役員・評議員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は定款第8条及び第22条に定める役員・評議員等の報酬等の取扱を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員・評議員に対する報酬の支給は勤務実態に応じ、次の場合に支給するものとする。

- (1) 理事長が招集する理事会に出席した場合
- (2) 理事会で定められた評議員会に出席した場合
- (3) 理事長が指定した会議、研修会等に出席した場合
- (4) 監査を行なう場合及び指導監査等に立ち会う場合
- (5) 理事長が、事務決済または必要な事務連絡のため出勤した場合
- (6) 監事が評議員選任・解任委員会に出席した場合
- (7) その他、理事長の招集により参集した場合

2 報酬の額は次表のとおりとする。

勤務した時間数	報酬額
1日のうち3時間未満	5,000円
1日のうち3時間以上	10,000円

3 理事・評議員の報酬の総額は、其々年間500,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第3条 前条各号に伴い旅費等を要する場合には、費用弁償として支払うものとする。

2 前項による基準は社会福祉法人南伊豆福祉会職員旅費規程の基準に準ずるものとする。

附則 この規程は平成16年11月1日より施行する。

附則 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年6月16日から施行する。